

仕事・経営相談

生活支援

相談は東京土建

東京土建のホームページ <http://www.tokyo-doken.or.jp/>
印刷部数112100部(購読料は組合費に含まれています)
年間購読料1800円(定価50円)東京都新宿区北新宿1-8-16
東京土建一般労働組合
電話 03(5332)3971(代表)
FAX 03(5332)3972発行人・編集人
三木 勉

相談ごととは組合へ

インボイス、働き方改革(労働時間の把握、36協定など)などの相談やセミナーも開催しています。また、現場でクラスターが発生した、コロナ陽性者が出て現場が休工になったのに補償がないなどの相談も組合へお寄せください。

インボイス

今まで非課税事業者だった事業者が、取引先との取引が出来なくなる可能性がある制度です。

10月から先行登録開始

働き方改革

労働時間の把握や残業代の規定を定めていないと、会社に罰則が科せられます。

2024年度から実施CCUSの相談が
未加入者からも多数現場でも
声かけを

野丁場従事者

春の大手企業交渉で、ゼネコン現場でのCCUSの登録状況がすすんでいることが明らかになりました。CCUSの登録は支部にご相談ください。また、現場で困っている未加入の仲間にも、「相談は東京土建」を広げましょう。

町場従事者

エンドユーザーが仕事を頼む際の指標として、CCUSの登録が必要になってきます。賃上げなどの処遇改善と合わせて、登録をすすめましょう。

国の月次支援金が6月から申請開始
東京都独自の上乗せ支援も

国は、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響を受け、4～6月の売上が50%以上減少した法人・個人事業者のため「月次支援金」の申請受付を開始しました。中小法人は20万円/月・個人事業者は10万円/月を上限として支給されます。

さらに東京都は、国の月次支援金の上乗せ支援策「東京都中小企業者等月次支援金」を発表。支援金の上乗せと、国の月次支援金では対象外となる、売上が30%以上減の事業者も給付対象となります。東京都が制度や申請方法など検討中で、詳細は7月上旬に公表されます。

(国) 月次支援金

	中小法人等	個人事業者等
50%以上の売上減少	上限20万円/月	上限10万円/月

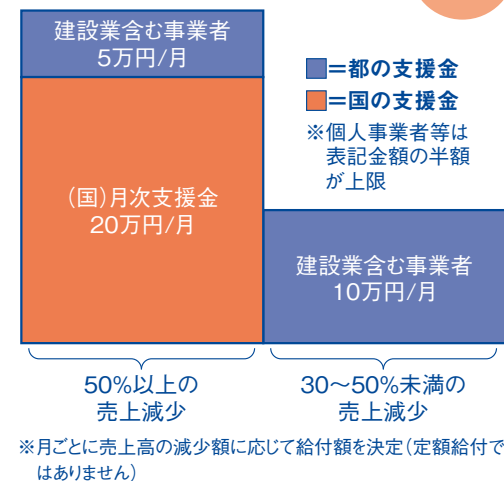
(東京都) 東京都中小企業者等月次支援金

	中小法人等	個人事業者等
50%以上の売上減少	上限5万円/月	上限2.5万円/月
30%以上～50%未満の売上減少 (国の月次支援金の対象外)	上限10万円/月	上限5万円/月

※東京都中小企業者等月次支援金の上限金額は酒類販売事業者では異なる

給付額

イメージ

給付
要件

- ①緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること
- ②都内に本社・本店のある中小企業等及び都内に住所のある個人事業者等

社会福祉協議会の
特例貸付について

地域の社会福祉協議会が窓口の各制度も支部へ相談ください。

- ①総合支援資金(最大単身世帯45万円、2人以上世帯60万円)
- ②緊急小口資金(上限20万円)

コロナの終息は見通せず、建設業の仲間でも売上が減少するなどの影響が出ています。国の月次支援金、東京都中小企業者等月次支援給付金、社会福祉協議会の貸付制度、自治体独自の支援金など支部で相談できます。周りで困っている未加入の仲間にも声を広げましょう。

国・都・自治体独自の支援策・融資など

相談の輪を広げよう



建設アスベスト被害 賠償給付金法が成立

裁判なしで被害者が救済される 制度の実現へ

最高裁判決の翌日、田村厚労大臣との間で結んだ基本合意書では、係属中の2陣、3陣訴訟について和解基準が盛り込まれました。さらに未提訴の被害者も、裁判をすることなく国から賠償金相当の「給付金」を申請すれば、和解基準で受けられる「建設アスベスト被害賠償給付金法(略称)」が6月9日に成立したことで、国から補償を受けられる簡易・迅速な制度が実現し、3万1千人と予測される現在と今後の被害者が救済されることになりました。原告を先頭に13年間、全国で闘い抜いてきた運動の画期的な成果です。

健診受診と専門医の受診を!

まずは健診を受診し、8・9月は再読影、入院レセプトでの専門医受診(東京土建デー＝芝診療所・ふれあいクリニック・御成門内科クリニック)をすすめ、病気の早期発見・早期治療に取り組んでいます。症状によって、労災申請できるかを確認し労災認定をすすめ、この制度(来年4月から)が受けられるようにしていきます。



社会保障制度の改善と 税負担の軽減で暮らしを守ろう!

東京土建国保組合は新型コロナウイルス感染症にかかる 「感染症手当金の適用期間延長」と「保険料の減免」を実施します

新型コロナウイルス感染症(以下「感染症」と表記)の影響を受けた仲間の生活支援のため、東京土建国保組合は「感染症手当金」の適用期間を延長し、「保険料減免」制度を実施します。

① 感染症手当金の適用期間延長

感染症により、4日以上仕事を休んで入院療養・自宅療養・宿泊療養を受けた国保組合員・家族被保険者(家族は給与収入者のみ)に対する「感染症手当金」の適用期間を、9月30日まで延長します。

② 感染症の影響により収入が減少した方は、 支部にご相談ください

感染症の影響により「世帯主が死亡または重症になった」、「収入が2020年または2019年より30%以上減少した」ことにより、生活が著しく困難になった組合員を対象とし、死亡または重篤の場合は4カ月、収入が減少した場合は、減少割合に応じ2022年3月までの保険料のうち4カ月～2カ月(2019年との比較の場合2カ月)分の保険料を減免します。

※詳しくは、国保組合ホームページをご参照ください。

政府は、6月18日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)2021」で2022年度以降も、医療・介護・年金など、社会保障全般の総合的な見直しを進める方針です。コロナ危機で明らかになった病院・保健所不足への反省は全くなく、公立病院の統廃合や病院ベッドを削減し、医療費を削っていく方針です。

2012年以降、政府が減らしてきた社会保障費(自然増の圧縮)は、実に2兆円以上。憲法25条で「国は社会保障制度を絶えず良くしていかなければならない」と定められていますが、政府がやっていることはその真逆で、国民を苦しめ続けています。今後、秋にかけて、これ以上社会保障制度を悪くさせない運動に取り組んでいきますので、その際はご参加・ご協力をお願いします。

また、こうした厳しい状況の中で、私たちが作り上げた社会保障制度である「東京土建国保」の安定運営のためには、今まで以上の運動が必要です。6月から7月にかけて、厚労省に対するはがき要請運動を行っています。社会保障削減攻撃の中で、土建国保補助金予算の確保、育成・強化を図るため、組合員・ご家族皆様のご協力をお願いします。

危険なインボイス制度

反対の署名に ご協力ください

2023年10月より消費税のインボイス制度導入が予定されています。これにより、課税事業者の税額控除が一部認められず、増税になる恐れや、免税事業所は課税事業所になる事を強要され、新たな税負担が発生する恐れがあります。組合ではすべての中小事業者の営業が脅かされる、インボイス導入中止と消費税率引き下げを求め、署名に取り組んでいます。ぜひ、ご協力をお願いします。

